

保険料について

納付義務者

保険料は、世帯主が納付義務者となります。
世帯主が国保の加入者でない場合でも、保険料の通知書や納付書などは世帯主あてに送付されます。

保険料の計算方法

保険料の決め方

保険料は、世帯単位で計算し、7月に前年中の所得を基に年間保険料を決定します。
年間保険料は、医療分・支援分・介護分の合計額です。

医療分 … 加入者の医療費に充てるもの

支援分 … 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支えるもの

介護分 … 介護保険制度の費用に充てるもの

医療分と支援分はすべての加入者、介護分は40歳以上65歳未満の加入者にかかります。

40歳未満 … **医療分** + **支援分**

40歳以上65歳未満 … **医療分** + **支援分** + **介護分** (※1)

65歳以上75歳未満 … **医療分** + **支援分**

※1 介護分については26ページをご覧ください。

保険料の納付回数について

● 普通徴収(口座振替または納付書払い)の場合

期 (月)	1期 (7月)	2期 (8月)	3期 (9月)	4期 (10月)	5期 (11月)	6期 (12月)	7期 (1月)	8期 (2月)	9期 (3月)
納期限	7月 31日	9月 1日	9月 30日	10月 31日	12月 1日	12月 29日	2月 2日	3月 2日	3月 31日
1期別 あたりの 保険料額	令和6年中の所得で算定した年間保険料 ÷ 9								

※100円未満の端数は、第1期にまとめます。

通知書 7月に送付されます。
納付書払いの人は年度末までの分の納付書がまとめて送付されますので、なくさないようご注意ください。

納期 保険料の納付回数は年9回です。納期限は月末日(ただし、12月(第6期)は28日、納期限が土日祝日の場合はその翌営業日)となります。

★5月から6月の間に世帯全員が脱退の届け出をした場合は、7月1回の納付となります。

納付場所 31ページをご覧ください。

保険料の料率・賦課限度額

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.6%	3.1%	2.5%
均等割 (1人あたり)	17,700円	7,200円	14,100円
平等割 (1世帯あたり)	22,200円	9,000円	
賦課限度額	66万円	26万円	17万円

医療分と支援分は所得割・均等割・平等割の合計額、介護分は所得割・均等割の合計額となります。

令和7年度は医療分と支援分の賦課限度額(年間保険料の上限額)が変更となりました。保険料の料率は変更ありません。

★所得割額 = 被保険者ごとの令和6年中の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除※(1,000円未満切捨て)して得た世帯の所得の合計金額×所得割率

※合計所得金額が2,400万円を超える方は、控除額が変わります。

保険料の変更

保険料が変更になる場合は、届け出の翌月に通知書(納付書)が送付されます。

■年度の途中で加入したとき

- ・加入した月の分から再計算し、月割りします。
- ・市外から転入してきた場合も、届け出の翌月に通知書(納付書)が送付されますが、保険料の算定の基となる前年中の所得が不明なため、前住所地に問い合わせをしたり、転入された方に所得の確認ができる書類(収入申告書)の提出をお願いする場合があります。所得が判明してから保険料を再計算するため、後に保険料が増額または減額される場合があります。

■年度の途中で脱退したとき

- ・脱退した前月の分までを再計算し、月割りします。
- ・届け出をした月以降においても、再計算により保険料が残る場合がありますので、届け出をした月の納期の方まで保険料を納めてください。
- ・納付済みの保険料が変更後の年間保険料額を超える場合は還付されます。ただし、未納の保険料もしくは延滞金があるときは充当します。

●特別徴収(年金天引き)の場合

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期
	← 仮徴収期間 →			← 本徴収期間 →		
1期別あたりの保険料額	令和6年度2月期の保険料額と同額	①令和5年中の所得で算定した半年分の保険料 ②4月期の保険料×3 ①と②を比較して、 ①が②より大きい場合 (令和5年中の所得で算定した年間保険料 - 4月期の保険料) ÷ 5 = 1回の納付額 ①が②より小さい場合 (令和5年中の所得で算定した半年分の保険料 - 4月期の保険料) ÷ 2 = 1回の納付額		(令和6年中の所得で算定した年間保険料 - 仮徴収期間の保険料) ÷ 3 = 1回の納付額		

通知書 4月と7月に送付されます。

※100円未満の端数は、10月期にまとめます。

納期 保険料の納付回数は年6回で年金支給月に年金から天引きされます。特別徴収について、詳しくは33ページをご覧ください。

介護分(保険料)について

年度の途中で40歳になる人

40歳になる人は、その月(1日が誕生日の人はその前月)から介護2号被保険者となり、医療分・支援分に加え、新たに介護分を納めることとなります。

介護2号被保険者になった翌月に介護分を加算した更正通知書が送付されます。

年度の途中で65歳になる人

65歳になると、介護1号被保険者となります。年度の途中で介護2号被保険者から介護1号被保険者に変更になる人の介護分は、あらかじめ65歳になる前の月(1日が誕生日の人は前々月)までの期間で計算しています。

保険料は納期にあわせて均等に配分していますので、介護保険料と納付期間が重なる場合がありますが、保険料は重複して納めることにはなりません。

★65歳以上の人の介護保険料については、介護保険課 賦課収納係(☎025(226)1269)または各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)保険料担当へお問い合わせください。

介護保険適用除外施設について

国保加入者が、介護保険の適用除外施設に入所すると、入所期間中、入所者の介護分の納付が不要となります。

介護保険適用除外施設に入所または退所された場合は、お住まいの地域の区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)へ届け出てください。

介護保険適用除外施設に該当するかは、入所している施設にお問い合わせください。

★介護サービスについては、各区健康福祉課高齢介護担当へお問い合わせください。

各区 健康福祉課 電話番号(直通)

北 区	025-387-1325
東 区	025-250-2320
中央区	025-223-7216
江南区	025-382-4383
秋葉区	0250-25-5679
南 区	025-372-6320
西 区	025-264-7330
西蒲区	0256-72-8362

75歳になる人がいる世帯の保険料

75歳になると、国保を脱退して後期高齢者医療制度に加入することとなります。(国保の脱退の届け出は必要ありません)

4月1日以降に75歳になる人がいる世帯の保険料は、あらかじめ75歳になる前月分までの期間で計算されています。

後期高齢者医療制度

- 75歳になる人は、75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に加入します(手続きは不要です)。
- 一定の障がいのある65歳から74歳までの人も加入することができます(手続きが必要です)。
- 後期高齢者医療の保険料は個人単位で納めていただきます。保険料の納付方法や口座振替の手続きについては、別途、ご案内します。

年間保険料の計算例

	令和6年中の収入額	令和6年中の所得額※1	賦課基準額※2
世帯主Aさん(42歳)	営業 4,500,000円	営業 3,300,000円	2,870,000円
妻Bさん(38歳)	給与 1,000,000円	給与 450,000円	20,000円
子Cさん(12歳)	0円	0円	0円
母Dさん(67歳)	年金 2,400,000円	年金 1,300,000円	870,000円
		賦課標準所得金額	3,760,000円



	医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料(40~64歳)
所得割分	3,760,000円×7.6%=285,760円	3,760,000円×3.1%=116,560円	2,870,000円×2.5%=71,750円
均等割分	17,700円×4人=70,800円	7,200円×4人=28,800円	14,100円×1人=14,100円
平等割分	22,200円	9,000円	
合計	378,700円	154,300円	85,800円
(保険料合計は100円未満切捨て)		年間保険料額	618,800円

※1 所得額とは、収入額から必要経費を差し引いた金額です。給与収入、年金収入については、必要経費に代わるものとして給与所得控除額、公的年金等控除額を差し引きます。

※2 賦課基準額とは、所得額から基礎控除額43万円を引いた額です(合計所得金額が2,400万円を超える方は、控除額が変わります)。

保険料の軽減・減免

低所得者に対する軽減措置(申請不要です)

所得が少ない世帯では、均等割、平等割の一部が軽減されます。

軽減を判定するための所得は擬制世帯主(住民票上の世帯主で国保に加入していない人)を含む国保加入者の前年中の所得の合計額で、基礎控除額(43万円)を控除する前の所得となります。**なお、前年中の所得を申告していないと軽減は受けられません。**

令和7年度の軽減判定基準額

軽減割合	基準額
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1) で求められた基準額以下
5割軽減	基礎控除額(43万円)+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数(※)-1) で求められた基準額以下
2割軽減	基礎控除額(43万円)+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数(※)-1) で求められた基準額以下

※給与収入が55万円を超える人と公的年金等の収入額が60万円を超える(65歳未満)または125万円を超える(65歳以上)人

未就学児に対する軽減措置(申請不要です)

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児の均等割を5割軽減します。

上記の低所得者に対する軽減措置の対象である場合は、軽減後の未就学児の均等割をさらに5割軽減します。

所得の申告は忘れずに

保険料の所得割や低所得者に対する軽減措置については、税申告に基づき算定しているため、所得税の確定申告が必要ない人でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。

世帯主や世帯の国保加入者の中に前年中の所得が不明の人がいる場合、正しい保険料が算定されず、後で所得が判明したときに1回に納める保険料が高額になることがあります。また、低所得者に対する軽減措置が受けられません。

前年中の所得が不明の人や新潟市へ転入してきた人には、国保の収入申告書を送付されますので、期限までに提出してください。収入が申告されたことにより保険料が変更になる場合は、申告された翌月に更正通知書を送付されます。

非自発的失業者に係る軽減措置

非自発的な失業(リストラなど会社都合による失業)のため職場の社会保険を脱退し、国保に加入した人は、申請により、保険料の軽減が受けられます。

対象となる人 次のすべての条件を満たす人が対象です。

- ①失業した時点で65歳未満の人
- ②雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者(※1)である人

※1 特定受給資格者または特定理由離職者であるかは、雇用保険受給資格者証および雇用保険受給資格通知の「離職理由」欄に記載の番号で確認します。

雇用保険受給資格者証			
(中段)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額		

特定受給資格者理由コード
11、12、21、22、31、32
特定理由離職者コード
23、33、34
上記のコードが記載されている人が対象となります。

●軽減内容

保険料の所得割を算定する際、失業した日の翌日の属する月からその翌年度末までの間、非自発的失業者の給与所得を30/100として算定します。

失業した日	軽減期間
令和5年3月31日～令和6年3月30日	令和7年3月まで
令和6年3月31日～令和7年3月30日	令和8年3月まで
令和7年3月31日～令和8年3月30日	令和9年3月まで

- ★軽減期間中に職場の社会保険に加入する等して国保の資格を喪失した場合は、その日で軽減措置が終了します。
 - ★軽減申請後、短期間の中に社会保険への再加入・脱退と国保の脱退・再加入をした場合、当初の雇用保険受給資格が継続するときは再度軽減対象となります。
- また、新たな雇用保険の受給資格が発生し、対象となる場合は再申請が必要ですので、ご注意ください。

非自発的失業者に係る保険料の軽減措置対象の人は、高額療養費などの自己負担限度額の所得判定についても軽減措置が適用されます。詳しくは13ページをご覧ください。

●申請方法

国民健康保険の番号がわかる書類(資格確認書等)と雇用保険受給資格者証(原本)または雇用保険受給資格通知(原本)を持参し、各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)保険料担当の窓口で失業軽減申請書を記入し、提出してください(その際、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の写しをいただきます)。

- ★雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知がないと申請できませんので、紛失しないようにしてください。紛失の場合は、ハローワークへお問い合わせください。
- ★離職票や仮の雇用保険受給資格者証では申請できません。

産前産後期間に係る軽減措置

国保に加入している人が出産した場合、届出により保険料が一部軽減されます。

対象となる人

出産予定または出産した国保加入者(妊娠85日(4か月)以上の分娩で、死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます)

●軽減内容

出産した国保加入者の産前産後期間に係る保険料の均等割額と所得割額を軽減します。
産前産後期間：出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月までの4か月間。

★多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月間を軽減します。

●届出方法

国民健康保険の番号がわかる書類(資格確認書等)と母子健康手帳などの出産予定日(出産日)がわかる書類を持参し、各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)保険料担当の窓口で産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書を記入し、提出してください(その際、母子健康手帳等の写しをいただきます)。

★出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

後期高齢者医療制度への加入に伴う緩和措置

保険料の緩和措置(申請不要です)

75歳になると、国保を脱退して後期高齢者医療制度に加入することになりますが、同じ世帯に属する国保加入者の保険料が従前と同程度となるよう、次のような緩和措置を行います。

なお、年度の途中で世帯主の変更があった場合は、その時点で軽減は終了します。

①低所得者に対する軽減について

軽減を受けている世帯について、国保を脱退して後期高齢者医療制度に加入することにより、世帯の国保加入者が減少しても、従前と同様に軽減判定の対象に含め、保険料を軽減します。

②平等割額の減額について

国保を脱退して後期高齢者医療制度に加入することにより、世帯の国保加入者が1人となる場合、5年間は平等割額を半額に、その後3年間は平等割額を4分の3に減額します。

旧被扶養者の保険料の減免

扶養者が職場の社会保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入したことにより、職場の社会保険の扶養からはずれて国保に加入した65歳以上75歳未満の人については、最大で2年間減免が受けられる場合があります(減免を受けるには申請が必要です)。減免により保険料が減額された場合、2年目以降は再度の申請は必要ありません)。

保険料の減免

どうしても納められないときは…

次のような特別な事情により、保険料が納められないときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。納期限までに保険料が納められないときは、**納期限の7日前までに申請してください**(納期限の過ぎたものおよび納付済の保険料は減免できませんのでご注意ください)。

必要書類など、詳しくは各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)保険料担当までお問い合わせください。

- ・地震や火災などの災害により大きな損害を受けたとき
- ・自営業の廃業や休業などにより所得が大幅に減少したとき
- ・国保加入者に障がい者手帳を交付されている人がいるとき
- ・ひとり親・寡婦の家庭で一定の条件に該当するとき
- ・犯罪等の被害を受けたとき など

保険料の納付方法

保険料の納付は口座振替で(普通徴収)

特別徴収(年金天引き)の世帯を除き、保険料の納付方法は口座振替が原則となります。新たに国保に加入する世帯や、現在、保険料を納付書で納めている世帯は、納め忘れがなく、納める手間も省ける口座振替のご利用をお願いします。

〈ご注意ください〉

- ・振替日は月末日です(ただし、第6期の振替日は12月28日です。月末日が土日祝日の場合はその翌営業日になります)。
- ・過年度分の保険料の口座振替はできません(過年度分通知書に同封の納付書で納めてください)。
- ・納期限の過ぎた保険料の再振替はできません。

口座振替の申込み方法

いずれかの方法でお申込みください。

申込み方法	ペイジー口座振替受付サービス	口座振替依頼書(書類)
対象金融機関 (31ページ②)	新潟市公金収納取扱金融機関の金融機関名の左に●がある金融機関	新潟市公金収納取扱金融機関
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカード(ICカードでの受付はできません) ・窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカードや資格確認書、運転免許証 など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の番号がわかる書類(通知書や資格確認書等) ・通帳 ・通帳の届出印
申込み場所	区役所、出張所	口座振替を希望する金融機関窓口
申込み手順	<ol style="list-style-type: none"> ①区役所または出張所の窓口で申込書を記入 ②専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力 ③登録内容を確認し、署名 	<ol style="list-style-type: none"> ①金融機関窓口で依頼書を記入 ②口座名義人および通帳の届出印の照合
振替開始月	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替申込み後、保険年金課より納付義務者(世帯主)あてに「口座振替手続完了通知書」を発送しますので、ご確認ください。 <p>〔原則として、口座振替申込み日が属する月の翌月から振替開始となります。ただし、金融機関からの文書送達状況により、申込みの翌々月から開始となる場合があります。〕</p>	

●後期高齢者医療制度に加入した方の口座振替

- ・後期高齢者医療制度は国保とは別の制度です。国保の保険料の口座振替情報は引き継がれません。
- ・後期高齢者医療保険料の口座振替を希望の方は、あらためて手続きが必要です。
- ・後期高齢者医療制度の資格確認書等送付時に、口座振替依頼書も同封されます。

納付書による保険料の納付

口座振替による納付ができない場合は、7月に送付される保険料納入通知書とあわせて納付書が送付されますので、納期限までの納付をお願いします。納期限を過ぎてから納付すると、延滞金が発生することがあります。

〈納付場所〉

①各区役所・出張所・連絡所

②新潟市公金収納取扱金融機関

●はペイジー口座振替受付サービスによる申込みが可能な金融機関

窓口：金融機関窓口

ATM：自動現金預払機

IB：インターネットバンキング

MB：モバイルバンキング

※興栄信用組合、巻信用組合については、令和7年4月21日よりペイジー口座振替受付サービスによる申込みが可能になります。

窓口、IB	窓口、ATM、IB、MB
●第四北越銀行	みずほ銀行
●大光銀行	三井住友銀行
●秋田銀行	●ゆうちょ銀行(郵便局)
●東邦銀行	窓口、IB、MB
●北陸銀行	●新潟信用金庫
●三条信用金庫	●加茂信用金庫
●新発田信用金庫	はばたき信用組合
●新潟県信用組合	窓口
●協栄信用組合	●きらやか銀行
●新潟県労働金庫	●興栄信用組合
窓口、ATM、IB	●巻信用組合
三菱UFJ銀行	東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店
●新潟県信用農業協同組合連合会	
●新潟市農業協同組合	
●新潟かがやき農業協同組合	※一部のATMではペイジー納付ができない場合があります。

③コンビニエンスストア

セブン-イレブン
ローソン
ローソンストア100
くらしハウス
ファミリーマート
ミニストップ
デイリーヤマザキ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストアー
ニューヤマザキデイリーストア
タイエー
スリーエイト
セイコーマート
ポプラ
生活彩家
ハマナスクラブ
ハセガワストア
MMK(マルチメディアキオスク)設置店



左マークのついている納付書が、ペイジー納付を利用できます。また、利用できるATMにはペイジーマークが表示されています。

〈コンビニ・スマホ決済での納付のご注意〉

「CVS収納用」欄にバーコードが印字されていないまたは読み取れない場合、および納付額が30万円を超える場合は納付できません。

④スマートフォン決済アプリ

〈利用できるスマートフォン決済アプリ〉

・PayPay 請求書払い ※LINE Pay請求書支払いは令和7年4月23日まで(サービス終了のため)。

詳しい操作方法については、各スマートフォン決済アプリのホームページをご確認ください。

〈注意事項〉

・お支払いの手数料はかかりません。ただし、スマートフォン決済アプリのダウンロードおよびご利用にかかる通信費は、ご利用者負担となります。

・領収書は発行されません。領収書が必要な方は、金融機関や郵便局およびコンビニで納付してください。

領収書は大切に

納めた保険料は、所得税や市・県民税の申告の際に社会保険料として所得控除の対象となります。領収書は大切に保管しましょう(領収書の再発行はできません)。

〈社会保険料控除となる保険料〉

・1年間(1月1日から12月31日まで)に納めた保険料の金額が対象です。

・納付書で納めた場合は領収書、口座振替の場合は預金(貯金)通帳、特別徴収の場合は年金の源泉徴収票で確認することができます。

★1年間に納付した保険料の金額を、翌年の1月下旬に世帯主(納付義務者)あてにハガキでお知らせしています。

★社会保険料控除の申告に関しては、次ページをご覧ください。

ペイジー・コンビニ・スマホ決済Q&A

Q ペイジー納付とはなんですか。

A パソコンやスマートフォン、携帯電話、ATMから支払いができるサービスです。納付書に記載されている「収納機関番号」など、いくつかの番号を入力するだけで支払いが可能です。

Q 領収書は発行されますか。

A ペイジー納付、スマホ決済はサービスの性質上、領収書は発行されません。あらかじめご承知おきください。コンビニ納付は納められたその場で領収印を押し、領収証書が発行されます。

Q ペイジー納付を利用するには何か準備が必要ですか。

A 「インターネットバンキング」、「モバイルバンキング」を利用する場合、事前に利用する金融機関と、インターネットバンキングサービスまたはモバイルバンキングサービスの利用契約が必要となります。「ATM」を利用する場合は、事前の準備は必要ありませんが、利用できるATMは、ペイジーマークが表示されている機器のみです。

Q 利用できる時間帯はいつですか。

A ペイジー納付は、対応ATMの受付時間や金融機関ごとに異なります。詳しくは、利用される金融機関へお問い合わせください。コンビニ納付は、コンビニエンスストアの営業時間内ならいつでも納付が可能です。スマホ決済はいつでも納付が可能です。

Q 手数料がかかるのですか？

A ペイジー納付は、土日祝日や夜間に納付する場合、別途金融機関が定める手数料が必要になる場合があります。（※1）
コンビニ納付、スマホ決済に手数料はかかりません。（※2）

Q その他に注意する点はありますか。

A ゆうちょ銀行、ペイジー納付の場合、ペイジーマークがない納付書は利用できません。
コンビニ納付、スマホ決済の場合、バーコードがない納付書は利用できません。

Q 納付書に記載されている納期限(指定期限)を過ぎてしまいましたが、使用できますか？

A 納付書の使用期限は、納期限(指定期限)から365日後までです。

社会保険料控除を受けられる対象者について

納付書で納付された場合は、実際に保険料を負担された方が対象となります。世帯主ではなく、同世帯の配偶者や親族などが負担された場合は、その方が対象となります。

ただし、特別徴収(年金天引き)で納付された場合は年金受給者本人のみ、口座振替で納付された場合は口座名義人本人のみ、スマホ決済で納付された場合は納付された方のみが対象となります。

※1 インターネットバンキングやモバイルバンキングにかかる通信費はご利用者の負担となります。

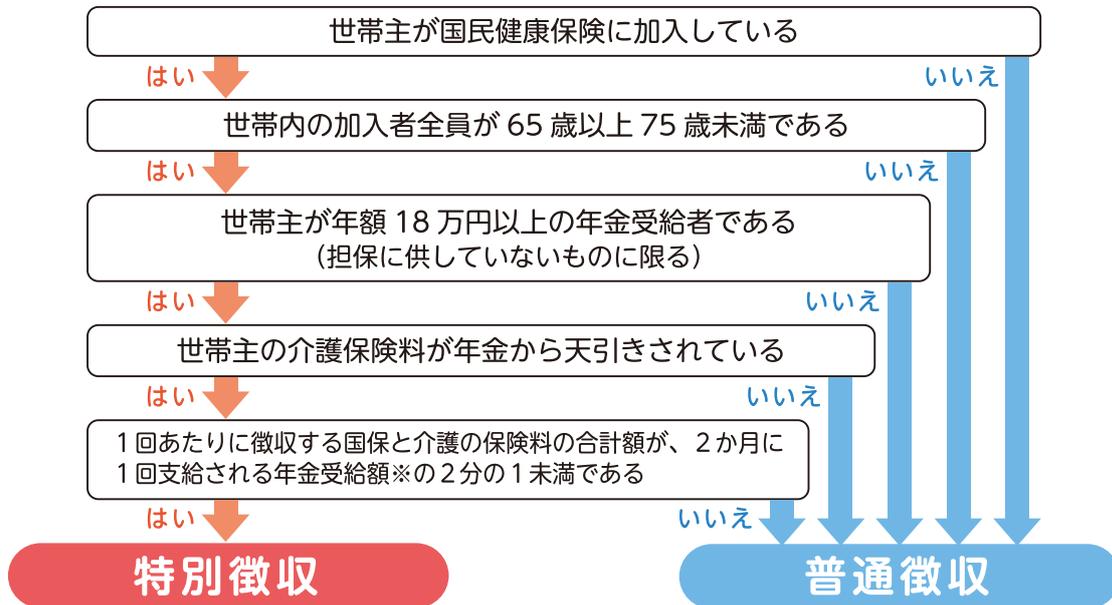
詳しくは、利用する金融機関へお問い合わせください。

※2 スマホ決済アプリのダウンロードおよびご利用にかかる通信費は、ご利用者負担となります。

保険料の特別徴収(年金天引き)

特別徴収の対象になる世帯

下記のフローチャートで「特別徴収」にあたる世帯は、保険料を年金から天引きで納めていただきます。



※年金受給額とは、介護保険料を天引きされている種別の年金のみの受給額です。

特別徴収の対象にならない世帯

上記の判定で特別徴収に該当しても、次のいずれかに該当する場合は特別徴収の対象になりません。

- ・世帯主が年度の途中で75歳になる場合
- ・口座振替で納付しており、保険料の未納がない世帯(そのまま口座振替となります)

普通徴収から特別徴収へ変更になる世帯

納付書で納めている世帯で、特別徴収の条件に該当する場合、新たに10月から特別徴収になります。

特別徴収から普通徴収へ変更になる世帯

前年度に特別徴収されている世帯も、7月に特別徴収の判定を行い、以下のいずれかに該当した場合、特別徴収を中止し、以降の納期は普通徴収となることがあります。

- ・年度の途中で65歳未満の被保険者が国保に加入した場合
- ・年度の途中で前年中の所得に更正があったり、被保険者が脱退したりして、保険料が減額になった場合
- ・減免により保険料が減額になった場合 など

普通徴収に変更になった場合は、口座振替や納付書で保険料を納めていただきます。

- ◎保険料が減額になってから特別徴収が中止になるまで、最短で2か月ほど要します。
- ◎特別徴収の中止後に残っている保険料があれば、特別徴収で納付した保険料を除き、残りの保険料を普通徴収(口座振替または納付書)で納めていただきます。
- ◎特別徴収の中止が間に合わず、保険料が納め過ぎになった場合は、その過納金を還付します。ただし、未納の保険料もしくは延滞金があるときは充当します。

特別徴収と普通徴収の併用になる世帯

年度の途中で前年中の所得に更正があったり、65歳以上の被保険者が増えたりして保険料が増額になった場合、特別徴収の金額はそのまま、増えた分の保険料を普通徴収(口座振替または納付書)で別途納めていただきます。

これは、特別徴収の金額が年度の途中で変更できないためです。

お支払方法の変更ができる場合があります

年金天引きで納付している人は、申請により口座振替に変更することができる場合があります。年金天引きの停止時期は申請日によって変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ・本人確認書類または国民健康保険の番号がわかる書類(通知書や資格確認書等)上記に加えて
- ・口座振替依頼書を金融機関に提出済みの方…依頼書の控え
- ・口座振替依頼書を未提出の方…キャッシュカード、通帳、届出印

申請場所 各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)保険料担当

保険料を滞納すると

保険料は、国民健康保険事業の運営のための大切な財源です。

保険料の納付がないと、国保の運営に支障をきたすばかりか、他の加入者に迷惑をかけることとなります。

保険料は、必ず納期限までに納めましょう。

保険料を滞納すると次のような取扱いを受ける場合があります

1. 督促状や催告書が送付されるほか、延滞金が加算され、結果的に納めなければならない金額が増える場合があります。
2. 十分な負担能力があると認められるにもかかわらず、保険料の滞納を続けていると、財産の差し押さえなどの滞納処分を行う場合があります(給与、年金、預貯金、生命保険、売掛金、不動産など)。

災害や失業などの特別な事情により保険料を納めるのが困難な時は、お早めに各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)保険料担当へご相談ください。

◆新潟市保険料納付お知らせセンターについて

納期限を過ぎても保険料の納付確認ができない人へ、電話や文書で未納のお知らせを行っています。また、ショートメールにてお知らせセンターへの連絡をお願いすることがあります。

業務は民間企業に委託しており、平日の日中、夜間のほか、土日祝日にも連絡する場合があります。